

マヌーリ・ラバー・インダストリーズ・エスペアーによる審判請求の取下げについて  
( マリンホースの製造販売業者による談合事件 )

平成 20 年 6 月 23 日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、平成 20 年 2 月 20 日付けで 5 社に対して排除措置命令及び 1 社に対して課徴金納付命令を行ったところ、審判請求期限までにマヌーリ・ラバー・インダストリーズ・エスペアーから排除措置命令に係る審判請求があり、同社に対し、独占禁止法第 5 2 条第 3 項の規定に基づき審判手続を開始したが、同社から、平成 20 年 6 月 17 日、書面により独占禁止法第 5 2 条第 4 項の規定に基づく審判請求の取下げがあった。

この取下げにより、同社に対する排除措置命令は確定した。

( 本件審判開始の概要については、当委員会ホームページの平成 20 年 5 月 15 日付け「報道発表資料」、本件排除措置命令の概要については、当委員会ホームページの平成 20 年 2 月 22 日付け「報道発表資料」参照。 )

審判請求の取下げをした者の概要

審判請求の取下げをした者 ( 審判事件番号 )	代表者	本店所在地
マヌーリ・ラバー・インダストリーズ・ エスペアー ( 平成 20 年(判)第 17 号 )	ダルダニオ・ マヌーリ	イタリア共和国 ロンバルディア 州 ミラノ県 ピアッツァ・デッ ラ・リパブリカ 14/16

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房審決訟務室 電話 03 - 3581 - 5478 ( 直通 )
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp">http://www.jftc.go.jp</a>